

仙台市津波被災者再建支援金制度について

1. 概要

本市の津波浸水区域においては、発災からこれまで、防災集団移転や独自の住宅再建支援に取り組んできたことにより、住まいの再建に関しては、先を見通すことのできる状況まで進捗している。

一方でこれらの地域は、津波による住宅の流失に加え、家財・自家用車・農機具などの動産も流出するなど、地震による住宅の損壊被害に比べても、より多層的な被害を受けているものの、被災者生活再建支援制度上は同じ「全壊」扱いとなるなど、必ずしも被災程度に応じた支援にはつながっていない。

このため本市では、この間様々な機会を通じて、津波被災世帯に対する生活再建支援金の増額等の要望を行ってきたところであるが、これまで認められていない状況にある。

本市復興計画の最終盤を迎えるにあたり、上記の課題を踏まえ、津波被災者の暮らしの再建に資する本市独自の支援金制度を創設する。

2. 制度の内容

(1) 対象区域

本市における東日本大震災による津波浸水区域（災害危険区域、区域A及び区域B）とする。

(2) 支給対象者

次のいずれかに該当する被災者生活再建支援金の基礎支援金を受給した方で、かつ、加算支援金を受給した方や復興公営住宅に入居した方など、住宅を再建したことが確認できる方を支給対象者とする。

ただし、応急仮設住宅や災害危険区域内で居住を継続している方は対象外とする。

ア 被災時に対象区域内において居住していた住宅を所有し、又はその住宅の敷地を所有していた方

イ 被災時に対象区域内において親族が所有していた住宅に居住していた方、又はその敷地を親族が所有していた住宅に居住していた方

3. 支給金額

20 万円

4. 申請期間

平成 28 年 6 月（予定）から平成 30 年 3 月 31 日

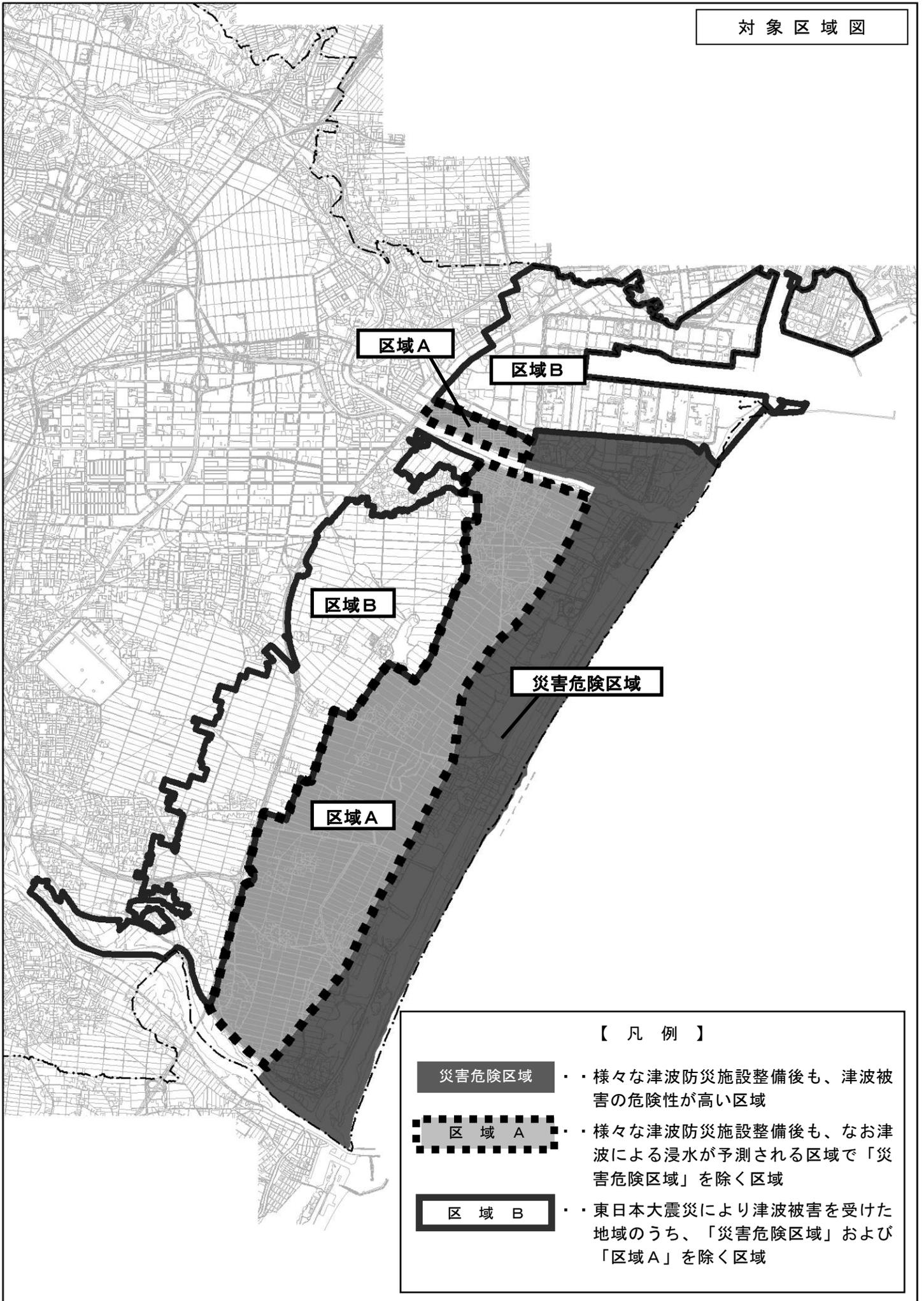
※本制度創設前に住宅を再建した方についても申請可能とする。

5. 対象世帯数と総事業費

対象世帯数 約 4,100 世帯

総事業費 約 8 億円（第 1 回定例会予算計上）

対象区域図



【 凡 例 】

- 災害危険区域** ・ 様々な津波防災施設整備後も、津波被害の危険性が高い区域
- 区域 A** ・ 様々な津波防災施設整備後も、なお津波による浸水が予測される区域で「災害危険区域」を除く区域
- 区域 B** ・ 東日本大震災により津波被害を受けた地域のうち、「災害危険区域」および「区域 A」を除く区域